

別紙

第1条 輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1及び別記様式2中「㊤（注）」を削り、「㊤」を削り、（注）を削る。

別記様式3中「㊤（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式4中「㊤（注）」を削り、「㊤」を削り、（注）を削る。

別記様式5中「㊤（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式6（イ）及び（ロ）中、「㊤」を削る。

第2条 輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1を次のように改める。

別記様式1（第2欄内）

年 月 日

（令和元年）の穀類等（米類）等（小麦・大麦等）穀類等検疫要綱

（輸入方式は任意とする）

品 名

品 名

検 査 種 別

※注

月 日 輸入品目等 品（等）検査の下部数値等について一律検査による検査結果の通知を受けるため、提出する。

品

輸 入 者	穀物の種類・名称	検査予定数量	備 考	備 考

レコーション

※注）当該輸入者が穀物を輸入しようとする国を記入する。

別記様式2及び別記様式3中「㊦(注)」を削り、「㊦」を削り、(注)を削る。
 別記様式4(イ)及び別記様式5中「㊦」を削る。

第3条 輸入種苗検査要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)の一部を次のように改正する。
 別記様式1を次のように改める。

別記様式1(部目関係)

No. _____

消毒(殺菌)計画書

年月日

植物防疫(事務所)所(支所)植物防疫官 職 階
 所在地

法附
 氏名

月 日 港入港 丸(券)種類及び、検査の結果不合格となりましたが、下記により消毒(殺菌)したいので承認いたします。

記

1 品名

2 消毒(殺菌)の方法

3 消毒(殺菌)の場所

4 消毒(殺菌)の予定日毎

消毒 回数	品名	数量	消毒 方法	消毒 場所	消毒 日	消毒 回数	消毒 方法	消毒 場所	消毒 日	消毒 回数	消毒 方法	消毒 場所	消毒 日

5 消毒(殺菌)の実施者

6 輸送容器・殺菌器具の消毒
 消毒品目
 消毒場所
 消毒方法

上記の計画により消毒(殺菌)を実施されたい。

年 月 日

植物防疫官 氏 名

(注) 1 殺菌剤、殺菌剤による消毒方法の組合せは不要。
 2 植物防疫官以外の職員に於いて殺菌に對する業務責任の方法により消毒を実施する場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の利便性、消毒する機器の能力を記載した書面を添付すること。

別記様式2及び別記様式3中「㊦(注)」を削り、「㊦」を削り、(注)を削る。
 別記様式4中「㊦(注)」を削り、(注)を削る。
 別記様式5中「㊦」を削り、(注)1を削り、(注)2を(注)とする。
 別記様式6(イ)中㊦を削る。

第4条 輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について（昭和57年5月29日付け57農蚕第2904号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。
別記様式1から別記様式5まで、別記様式7及び別記様式8中「@」を削る。
別記様式9を次のように改める。

別紙様式9

No.
消毒（廃棄）計画書
年 月 日

・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）植物防疫官 殿

住所
氏名

月 日付け輸入検査を申請した、月 日 港入港 丸
（※）積木材こん包材は、（検査の結果、不合格となりましたが、）下記計画のと
おり消毒（廃棄）したいので計画書を提出します。

記

- 1 種類・名称
- 2 個数・数量 (kg)
- 3 消毒（廃棄）の方法
- 4 消毒（廃棄）を実施する場所
- 5 消毒（廃棄）を開始する期日及び終了期日
- 6 消毒（廃棄）を実施する者



(注)

(注)・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入するものとし、
数字は接受年月日を表すものとする。

別記様式 10 を次のように改める。

別紙様式 10

輸送後消毒（廃棄）申請書
No.
年 月 日

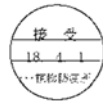
・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）植物防疫官 殿

住所
氏名

日 日 港入港 丸（号）積木材こん包材は、下記により
輸送して消毒（廃棄）したいので申請します。

記

- 1 品名 個数・数量 kg
- 2 輸送期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 輸送に使用する船中等の名称
- 4 輸送責任者
- 5 檢疫有害動植物の分散防止方法
- 6 消毒（廃棄）方法
- 7 消毒（廃棄）場所
- 8 消毒（廃棄）実施者



（注）

〔注〕・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入するものとし、
数字は接受年月日を表すものとする。

第 5 条 輸入青果物檢疫要綱（昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式 1 から別記様式 5 まで中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式 6 中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式 7（イ）及び別記様式 8 中「㊟」を削る。

第6条 アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式3中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式4（イ）中「㊟」を削り、（ロ）中（注）2中「数字は、」を「数字は、」に改める。

別記様式5から別記様式7まで中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式8中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

第7条 アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊟」を削り、（注）3を削る。

別記様式2中「㊟」を削る。

第8条 輸入木材こん包材取扱要領（平成19年3月28日付け18消安第13785号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式2中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式3及び別記様式4中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式5中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式6中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式7（イ）及び（ロ）中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。